

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

5

[令和8年]2026

No.385



奈良県指定伝統的工芸品 赤膚焼窯元 大塩昭山
茶碗 (兜)

奈良県 川上 孝範 産業部長来訪

日時：令和8年4月21日(火) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館

4月1日付の奈良県の人事異動により、川上 孝範産業部長、野田 康彦産業部次長兼知事公室次長、森田 英樹経営支援課長、油谷 泰成経営支援課主幹が来訪され、当協会の塚本哲夫会長が対応しました。

奈良県から、燃料価格や人材確保について質問があり、塚本会長は、それぞれ具体的な現況について報告しました。また、脱炭素・水素の取り組みについては、協会、各事業者が取り組みやすい施策から実施していることを説明しました。



▲写真右から、川上産業部長、野田産業部次長、森田経営支援課長、油谷同課主幹

奈良県 川上 孝範 産業部長来訪	巻頭
適正化事業実施機関評議委員会	2
「燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」開催	6
交通安全・労災防止対策委員会	8
近畿地区道路利用者会議 定例会議	9
奈良県東京事務所を訪問	10
奈良・針トラックステーションで労働環境啓発活動	12
奈良・針トラックステーション・トイレ改修	13
運行管理者試験対策講習会	14
奈良県警察本部交通部参事官来訪	15
奈良県警察本部 交通部高速道路交通警察隊長 来訪	16
奈良警察署長に活動内容を説明	17
春の交通安全県民運動	
天理地域	18
橿原地域	19
郡山地域	20
奈良地域	21
御所地域	22
吉野地域	23
西和地域	24
田原本地域	25
高田地域	26
宇陀・吉野地域	27



奈良県指定伝統的工芸品 赤膚焼窯元
大塩昭山

■ 奈良県警察本部から	奈良県警察本部からのお知らせ	28
■ 奈良労働局から	奈良労働局からのお知らせ	29
■ 全ト協から	飲酒運転撲滅を目指して	30
	軽油価格調査集計表(2026年2月)	31
■ 陸災防から	重大な労働災害を防ぐためには	32
■ 奈ト協から	事業用自動車事故事例No.129	34
	KIT事業の案内	35
	適正化事業・巡回指導報告書	36
	トラックの構造上の特性	38
	5月・6月の行事(予定)表	39
	大樹生命保険(株)支社長来訪	39
■ 事故対から	事故対からのお知らせ	40
■ 近畿交通共済から	近畿交通共済からのお知らせ	42
	定時総会の日程	44
	「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞	巻末

第40回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：令和8年3月13日(金) 午前10時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

委員長〈学識経験者〉帝塚山大学 名誉教授 蓮花一己氏
委員〈マスコミ関係者〉株式会社奈良新聞社 取締役 企画部長 柴田誠彦氏
〈労働組合関係者〉全日本運輸産業労働組合連合会 奈良県連合会 執行委員長 浦久保幸浩氏
〈貨物自動車運送事業者〉大和中央陸運株式会社 代表取締役社長 辰巳貴昭氏
〈参考人〉近畿運輸局 奈良運輸支局 支局長 竹内弘明氏
〈オブザーバー〉同 企画輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 柏原博人氏
〈協会〉奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関 本部長 塚本哲夫氏
〈役員〉公益社団法人奈良県トラック協会 専務理事 中林利光
同 常務理事 松村久美子
〈事務局〉同 適正化事業部長 森 弘成
同 適正化事業課係長 井口元裕
同 適正化事業課 木下鼓太郎
同 適正化事業課 野口海斗



(委嘱状の交付)

委員の変更により、奈良新聞社 取締役企画部長 柴田誠彦氏及び大和中央陸運株式会社 辰巳貴昭氏の2名に対し、塚本本部長より委嘱状の交付を行った。

挨拶 塚本本部長

イラン情勢の影響で、燃料価格が高騰しており「燃料供給を一時的にストップするためインタンクへの供給はできない。スタンドの供給を優先させる。」といった情報が事業者から入ってきており、先行き不透明な状態である。

3月末に、全日本トラック協会が主導となり、燃料価格高騰

等経営危機突破総決起大会が東京で開催される予定であり、政府へ要望していく流れになるが現時点では状況を見守るしかない。

また、法改正に伴い、今後、許可更新制などが始まれば、適正な事業運営をしていかないと、許可更新できないことは容易に想像できる。

今後、我々が関係する法律が施行されていくが、会員にはセミナー等を通じて、情報発信していきたい。

本日は、蓮花委員長はじめ各委員の皆様には、様々な角度からご意見を賜りますようお願いしたい。と挨拶した。

委員長挨拶 蓮花委員長

最近、交通事故の件数は減ってきているが高速道路での逆走事故や大型トラックと乗用車による暫定二車線での正面衝突による死亡事故といった悲惨な事故が続いているため、交通事故の防止は重要な課題である。

事故防止の観点より、睡眠時無呼吸症候群を検知する装置ができており、今後トラック事業

者でも活用できるようにしていきたい。

また、令和8年4月よりJAFの特別支援隊が即応部隊として活動を開始する予定であり、主に災害が発生した地域において、放置された車両の撤去などを行う。世界中で高まっている戦争のリスクに加えて、日本では災害のリスクも高まっている。

これらの有事の際にどのように対応するのか、実際に対応するにはどのような装備や訓練が必要なのか、課題が多いと感じている。

このような背景を踏まえた上で、議題を進めていきたい。と挨拶した。

議事1 令和7年度奈良県適正化事業実施機関の活動状況について

1. 巡回指導について

令和7年4月から令和8年2月までに170件の巡回指導を実施。内訳は通常の巡回指導が159件。新規事業者の巡回指導が11件。

また、悪質性が高いとされる速報事案が1件。(全ての定期点検未実施)

巡回指導の総合評価は約7割の事業者がA・B評価で、大半の事業者が前回と同等かそれ以上の評価だった。また、指導率が高かった項目は「特定の運転者に対する特別な指導及び適性

診断」であった。

2. 荷主等の違反原因行為の情報収集について

改正貨物自動車運送事業法における、違反原因行為に該当する荷主等の行為を国土交通大臣に通知する規程に基づき奈良県トラック協会からは2名の適正化事業調査員を選任し、主に巡回指導において情報収集に努めたが奈良運輸支局への情報提供は無かった。

3. 苦情処理

苦情は計24件で、内訳は危険運転12件、違法駐車2件、その他(名義貸しの疑い等)10件であった。

4. 2025年度安全性優良事業所の認定結果について

2025年度の奈良県の新規申請は9件、更新申請が37件で合計46件を受付し、全ての事業所が認定を受けた。

2025年度の奈良県の認定率は26.4%となっており2024年度と比べて0.7%増加した。

議事2 令和8年度奈良県適正化事業実施機関の活動指針(案)について

①巡回指導実施目標件数については、180事業所(上半期100事業所、下半期80事業所)とする。

②奈良運輸支局等との連携による、新たな「違法な白トラ利用」を加えた事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集を徹底し、トラック・物流Gメンに迅速な情報提供を図る。

③昨今の法令改正等による制度見直し(トラック適正化二法・

改正物流法等)について、巡回指導を通じて周知徹底を図る。

④安全性評価事業について、令和8年度は認定取得率27.4%以上を目指し実態に応じた対策を推進する等、更なる取得促進に努める。

⑤巡回指導の評価がD・E評価の事業者に対する重点化対策の実施状況について、令和5年4月から令和8年2月の約3年間でD・E事業所が120件

減少した。残っている41件の内、35件が霊柩事業者であり大半を占めている。巡回指導の評価がC評価かつ「適」が一定割合未満の事業所への取り組みについては、D・E評価事業所の評価向上を優先しつつ取り組んで行く予定。参考として令和8年2月末時点で51事業所が該当している。

議事3 その他

【委員からの主な意見】



▲蓮花一己委員長

(蓮花委員長)

- 巡回指導において、D・E評価の事業所が減少していると感じる。昨年も同じ事を言ったと思うが、D・E評価からA評価に改善した事業所の取り組み等をモデルとして紹介するのも良いのではないか。
事務局：有効なモデルとして紹介できるよう取り組んで参りますと回答。
- 巡回指導において、評価が劇的に良くなる方法はあるのか。
事務局：調査項目が38項目あり、A評価を目指すとなると34項目以上の適判定が必要であり、全体的な向上が必要と回答。
蓮花委員長：たまたまD評価からA評価に上がった訳ではなく、全体的な努力が結果になったという事か。そのような例があれば資料としてまとめておくのも良い。
- 荷主等の違反原因行為の情報収集について、奈良県では情報提供なしとなっているが、全国的には情報提供されている。具体例を示すと、このような事ならあるという話も出てくると思うので、調査の手法を工夫する事も大切だ。回答率の高い都道府県の手法を参考にしても良い。
- 全国的にも、評価の低いC評価の事業者へ巡回指導を行っていくことは当然である。

- Gマーク認定率の目標について、26.4%を27.4%にするといった単年ごとの目標ではなく長期的な目標を立てる方が良いのではないか。(例：5年後に全国認定率と同等を目指す。など)
- 適性診断受診など法令上の義務となっている事項もあるので、Gマークの取得率は本来100%に近づいていくのが理想だと思う。全国的に見ても30%程度に留まっておりここから50%を超えれば取得率は大きく上がると考えられ、取得率が80%程度になれば未取得の事業者には何らかのペナルティを考えていくことも可能だと思う。
- 塚本本部長が取り上げた霊柩事業者の問題については、奈良県だけでなく全国でも同様の課題があると思われる。許可の更新制度も始まることもあり、一般貨物と霊柩は切り離す等の対応も必要ではないかと感じた。
- 苦情問題について、個人的にはトラックに煽られるケースはかなり減少したと思う。トラックの特性について知らない一般ドライバーは多いと思う。例えば路面電車の場合だと、停止距離が乗用車の3倍と長いので、路面電車が急に突っ込んできたと苦情が入ることもある。そのため、路面電車の特性を知ってもらうために、広報啓発を行っている会社もある。このように、トラックの特性を知ってもらう取組みをトラック協会から行っていくことも必要である。
- 昔からの商慣習はたくさん存在しており、荷主からするとトラック事業者がやってくれ

て当然だと考えることも多いと思うが、法律の改正により、これはできないと言える部分も多くなってきたのではないかと。

- この委員会では、私も運送業界について勉強させて頂いている。まだまだ運送業界について一般消費者が知らない部分も多いと思う。そのような方々に分かりやすく業界について理解して頂くことが重要である。



▲塚本哲夫会長

(塚本会長)

- トラック協会に対する苦情は、どのように対応しているのか。昨今、一般消費者のトラックに対する感覚が過敏になっており双方の認識のズレが発生しているように感じる。
それが苦情の原因となっているのではないかと。
事務局：基本的には該当事業者に連絡し、社長や運行管理者に説明し事実確認と事実であれば再発防止の指導をお願いしている。認識のズレについては、危険運転の通報があり実際に事業者がドライバーに確認したところ、そのような危険運転はしていないという回答があるのは事実である。
- 巡回指導のD・E評価の事業者について、霊柩事業者が多いのはなぜか。

運行管理者が存在しているはずなので、どのように管理しているのか。

事務局：霊柩事業者は、葬祭業務の一環として輸送業務を担っていることも多く、運送事業としての業務に関する理解・認識不足が考えられる。令和8年度は、巡回指導がD・E評価の霊柩事業者への巡回指導を実施していく。



▲柴田誠彦委員

(柴田委員)

- 安全性優良事業所(Gマーク)の認定要件はどのような内容か。また、奈良の認定率が全国と比べて低い要因はあるのか。

事務局：認定要件は「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3点が基準を満たしている必要が

ある。

奈良の認定率が低い要因について、巡回指導時には、取得するメリットがないという話を事業者から聞くこともある。今後も認定率の向上のために広報活動を続けていく。



▲浦久保幸浩委員

(浦久保委員)

- 巡回指導における評価の向上は事故の減少に繋がっていると実感している。今後も健康診断の実施等により事故防止に繋げて欲しい。
- 白トラ行為の摘発について、警察、運輸支局等からの、摘発件数のデータの公表が無いため公表して頂きたい。
- 事故防止のため、道路環境の改善について県に要望していきたい。トラック協会でも県内の道路状況の把握をして頂けると助かる。



▲辰巳貴昭委員

(辰巳委員)

- 2026年1月から施行された取適法について、私の会社ではとても助かっている。主に手形払いについて今まで困っていたが、取適法で手形払いが禁止されたので良かった。今まで法律の改正は、運送事業者に対して規制を強めることが多かったので良い印象では無かったが、取適法の施行で印象が良い方向に変わった。
- Gマークについて、私の方からもGマーク取得の促進を周辺に勧めていきたい。

(柏原首席運輸企画専門官)

- トラック協会とも連携し、白トラ行為の摘発や商慣行の改善に今後も取り組んでいく。



▲竹内弘明氏(左)と柏原博人氏(右)

「燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会」開催

日時：令和8年3月27日(金) 午前11時～

場所：自由民主党本部 8階大ホール

トラック・タクシー・バス3団体代表挨拶

坂本克己 全日本トラック協会最高顧問が、「中東情勢の緊迫感が発端となった今回の燃料の供給制限、価格高騰に伴い、運送事業者が、ほしいときに、ほしい場所で、値ごろ感で、優先的に供給いただきたい。」と挨拶されました。

その後、主催者代表 寺岡洋一全日本トラック協会 会長、加藤勝信 自民党トラック輸送振興議員連盟 会長等の挨拶がありました。





- 1 開会
- 2 トラック・タクシー・バス3団体代表挨拶
- 3 主催者挨拶
- 4 議連挨拶
- 5 党代表挨拶
- 6 激励（現状説明）
- 7 大会決議
- 8 ガンパローコール
- 9 閉会

燃料価格高騰等経営危機突破総決起大会 決議

私たちがトラック、ハイヤー・タクシー、バス事業者は、国民の暮らしや我が国の産業活動を支えるエッセンシャルな公共輸送サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力している。

一方で、中東情勢の緊迫化により、全国各地で軽油の不当な販売停止や数量制限が散見され、トラック・バス事業に必要な軽油の売り惜しみや在庫隠しと捉えられない状況にあり、このままでは国民生活のための輸送サービスを維持していくことができない。

加えて、不透明な価格決定による急激な燃料価格高騰が生じており、その価格高騰分を荷主企業や利用者に転嫁ができず、今や多くの事業者がまさしく事業存続の岐路に直面している。このままでは国民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。

このような状況において、経営危機をすみやかに打開するためには、国として可能なすべての対策を緊急に対応していただくことが必須である。

ついでに、地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを今後も安定的に提供していくため、以下の対策の実現を期し、私たちは、総意をもって以下のとおり決議する。

- ―― 軽油を安定的に確保できる環境の整備
- ―― 軽油・LPガスの緊急的激変緩和措置の継続
- ―― 燃料価格高騰分と燃料サーチャージの周知徹底
- ―― 軽油価格カルテルに対する徹底的な事実説明

右、決議する。

令和八年三月二十七日
 公益社団法人 全日本トラック協会
 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
 公益社団法人 日本バス協会

第1回交通安全・労災防止対策委員会

日時：令和8年4月13日(月) 午後13時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：吉岡担当副会長、委員10名、役員2名、事務局2名 以上15名

指示事項

「労働安全衛生について」

令和7年の労働災害発生状況及び労働安全衛生法の改正について
奈良労働局 労働基準部 健康安全課 健康安全係

中西 雄大氏

「法令遵守について」

飲酒運転防止及び行政処分基準の強化について
奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官

佐藤 史也氏



▲中西雄大氏



▲佐藤史也氏

議 題



▲西川武志委員長



▲吉岡幹自担当副会長

(1) 春の交通安全県民運動への取組について

県内各地域における令和8年度春の交通安全県民運動期間中の取組について報告した。

(2) 奈良・針トラックステーションの施設利用状況について

令和7年4月から令和8年1月における大型トラックの立寄台数が132,387台で、東神トラックステーションに次ぐ全国2位であったことを報告した。

(3) 令和8年度（第37回）3か月無災害運動について

6月から8月までの3カ月間、事業場において自主的な労働災害防止活動を展開し、労働災害ゼロの達成と継続を目標として実施されることを説明し、運動への参加を要請した。

(4) STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンについて

キャンペーン期間中の熱中症防止対策について説明した。

(5) 運転者の雇用確保対策について

運送業界への就職促進を図るため、新卒者

向けパンフレットを作成し、奈良県内5カ所のハローワーク窓口に設置及び求職者への配布を依頼したことを報告した。

(6) セミナー等の実施状況について

法令遵守セミナー (1/29)

トラック運送事業者のための人材確保・労働環境改善セミナー (2/2)

陸運業の安全衛生管理実務担当者研修(2/19)

(7) 陸災防奈良県支部令和8年度事業計画（案）について

令和8年度は、労働災害防止5カ年計画の4年度目として、労働災害の多くを占めている荷役労働災害防止を最重点課題とし、交通労働災害防止及び健康確保対策を重点課題として対策を推進することを説明した。

また、新規事業として安全衛生推進者等を対象とした「災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー」を実施することを説明した。

(8) その他

奈良産業保健総合支援センターの活用等について説明した。



令和8年度 近畿地区道路利用者会議 定例会議

令和8年4月15日（水）、道の駅 びわ湖大橋米プラザ コミュニティルーム光彩において、近畿地区道路利用者会議 定例会議が開催され、奈良県道路利用者会議 森島和洋会長、奈良県 県土マネジメント部 道路建設課 熊本圭祐課長補佐等が出席しました。

坂本克己 全国道路利用者会議副会長が、「豊かな日本をつくり生産性を向上させ、国民生活を豊かにする基本が経済と道路で限られた国の予算のなかで、道路の予算をしっかりと獲得する会議である。」と挨拶されました。

松田直樹 近畿地区道路利用者会議会長のあいさつの後、令和7年度事業報告及び決算報告、役員の変更、令和8年度事業計画（案）及び予算（案）、全国道路利用者会議へ提出する要望事項（案）について審議され、全て承認されました。



▲写真前列 坂本全国道路利用者会議副会長（左）
松田近畿地区道路利用者会議会長（右）



▲森島会長（右） 熊本課長補佐（左）

奈良県東京事務所を訪問

令和8年4月9日（木）、東京都千代田区平河町の「都道府県会館」9階にある奈良県東京事務所を訪問しました。

永田町駅から徒歩直ぐのところにある、「都道府県会館」の地下1階の通路には、全国の都道府県を紹介するコーナーがあり、観光地図やチラシ等がおいてあります。

奈良県東京事務所は、首都圏における奈良県の窓口であり、様々な情報発信や情報収集、連絡調整を行っています。奈良県の魅力発信のひとつとして、昨年度から触って体験できる「校来の隅組」の模型を展示しています。

奥野 洋奈良県東京事務所長から、「木材を横に重ねて井楼組（せいろうぐみ）」として外壁を造る構造法で、正倉院の校倉が著名です。」と説明がありました。



▲奥野所長



▲校来（あぜき）の隅組

東京には、新橋に奈良県ブランドショップ「奈良まほろば館」もあり、奈良県東京事務所と共に首都圏にて、奈良県の魅力発信につとめています。



▲奈良県東京事務所



▲地下1階通路の展示状況
右から3番目が奈良県の展示

奈良・針トラックステーションで労働環境啓発活動

日時：令和8年3月24日(火)

場所：奈良・針TS

労働環境啓発活動の一環として、奈良・針TSにおいて管理者等により「ゴミは持ち帰ろう!」「車内のゴミは持ち帰りましょう!」「ストップ!不法投棄」と標記したタオルや吉野杉「箸」を立ち寄るドライバー一人ひとりに手渡して啓発活動を行いました。



▲白河通運(株) 鈴木智秀氏(右)

奈良・針トラックステーション・トイレ改修

全日本トラック協会により、和式トイレから洋式トイレ（ウォシュレット）に改修され、立ち寄りドライバーから好評を得ています。



▲男性用トイレ



▲女性用トイレ

令和7年度 第2回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（5時間）

日時 令和8年1月17日（土）10:00～16:00 出席31名（24社）

模擬試験の実施／解答、解説（5時間）

日時 令和8年2月1日（日）10:00～16:00 出席33名（23社）

講師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒氏

令和7年度第2回運行管理者試験の合格を目指し、講習会を開催いたしました。

運行管理者試験は出題範囲が広く、合格の難易度が高いことで知られています。前回の合格率は全国で37.2%、奈良県で35.0%でした。試験に合格するため、受講者は真剣な面持ちで講習会に参加されました。



▲講習会の様子



▲向山講師

講習会後に実施したアンケートでは、受講者の9割以上の方から「大変参考になった」または「参考になった」との回答が寄せられました。

なお、令和7年度第2回運行管理者試験はC B T方式（Computer Based Testing）にて実施され、試験期間は令和8年2月14日（土）から3月15日（日）までとなっております。

過去の結果

令和6年度 第2回運行管理者試験（貨物）

	受験者数	合格者数	合格率
全国	20,755	7,084	34.1%
奈良県	159	56	35.2%

令和7年度 第1回運行管理者試験（貨物）

	受験者数	合格者数	合格率
全国	25,318	9,428	37.2%
奈良県	197	69	35.0%

運行管理者試験合格基準

総得点が満点の60%（30問中18問）以上かつ下表記載の必要な正解数を満たしていること

出題分野	必要な正解数
①貨物自動車運送事業法関係 ②道路運送車両法関係 ③道路交通法関係 ④労働基準法関係	各1問以上
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力	2問以上

奈良県警察本部交通部参事官来訪

日：令和8年4月8日(水)
場所：奈良県トラック会館

山口尚久 交通部参事官が来訪、「春の交通安全県民運動が行われていますが、県民の方々の交通安全意識の向上を図るため、連携してやっていきましょう。」と話をされました。

また、交通企画課 山本隆史交通事故分析官からは、「自転車の交通違反後の手続きにも、青切符が適用されるようになり、自転車の交通ルールに関心が高まっている機会を捉え、交通ルールの浸透を図り、事故を減らしていきたい。」と説明がありました。



▲山口交通部参事官（右）と山本交通事故分析官

奈良県警察本部 交通部高速道路交通警察隊長 来訪

日：令和8年4月2日(木)

場所：奈良県トラック会館

赤井新一 高速道路交通警察隊長が来訪され、高速道路における交通事故の発生状況、春の交通安全県民運動の重点事項等について話がありました。

協会からは、安全運動の重点事項に係る街頭啓発品等の説明をしました。



▲赤井隊長（写真中央）

奈良警察署長に活動内容を説明

令和8年2月26日（木）、奈良県トラック協会 吉田金七 百貨店・宅配部会長が、奈良警察署（中田顕一郎署長）を訪問し、百貨店・宅配部会としての交通安全活動について説明をしました。また、昨年7月から施行されている、事業用トラックに対する駐車許可制度について、部会として謝意を伝えました。

この日、三宅太 交通第一課長が同席されました。



▲写真左から、中田署長、三宅交通第一課長、吉田部会長

各地域における春の交通安全県民運動

天理地域

日時：令和8年4月8日(水) 午前10時～
場所：天理市やまのべホール前



飲酒運転根絶と 自転車のマナーを訴え



天理地域は天理警察署の協力のもと、やまのべホール前の南に向かう道路で啓発活動を実施しました。啓発に先立ち吉岡幹自支部長は「まだまだ飲酒運転が減っていない。事故のないよう車が停まってから一声かけて、飲酒運転の根絶をドライバーの皆さんに啓発していただきたい」とあいさつ。天理警察署の日坂登之 交通課長は「自転車のマナーアップということ

で、自転車の規制が厳しくなった。一件でも悲惨な事故が減らせるよう活動したい」とあいさつ。自動車やトラックが停止した時に、「春の交通安全運動です。飲酒運転しないよう協力を」「自転車のマナーに気をつけて」など声をかけて、タオルやお茶、ボールペン、キーホルダーなどの啓発品を渡していました。時には通行する自転車のマナーについて署員から注意する一幕も

あり、市民やドライバーらに交通安全を訴えました。



▲あいさつする日坂登之 交通課長



▲吉岡幹自支部長



自転車の青切符制度の 周知を



檀原地域は平日の夕方、通勤帰りなどで混雑する檀原警察署前の交差点で、信号待ちをする車のドライバーに手分けして啓発しました。活動の前、乾浩之支部長は「この時期、小学校の新1年生がたくさんいる。手をあげて横断歩道を渡ってくれるが、我々運送業としては注意をはらって事故のないようやっていきたい」とあいさつ。檀原警察署の森本真史署長は「4月1日から自転車の青切符という制度が始まった。自転車の飲酒運

転はもちろん、信号無視や携帯を見ながら、両耳をイヤホンでふさいでの運転など取締りをしていく。みなさんご家族の方などに気をつけて頂けるよう伝えてもらいたい」と自転車の規制について述べました。啓発では信号待ちのドライバーらに「春の全国交通安全県民運動です。安全運転にご協力を」と呼びかけながら啓発品を手渡していました。



▲森本真史署長



▲あいさつする乾浩之支部長



安全確認の徹底で 交通事故ゼロ社会へ

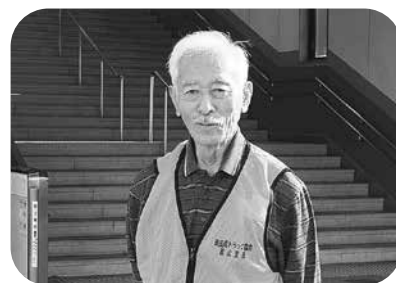


郡山地域は通勤通学の人が行き来するJR郡山駅改札口前、同駅東側ロータリーおよび西側ロータリーの三か所において啓発活動を行いました。令和8年4月1日から、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度が、従前の自動車に加え、自転車にも適用されることになったことを受けて、多くの人にとってより身近な問題を踏まえての声かけとなりました。

「歩行者の安全確保がまず第一ですね。何が違反になるのか、

すぐ理解するのはなかなか難しいかもしれませんが、危ないこと、無理なことをしないように。皆で安全への意識を高めて、悲惨な交通事故を起こさない社会の実現を目指しましょう」と中秀夫支部長。

交通安全のアピールを受けた通勤通学中の皆さんからも、今回の「青切符」適用について不安があったり、気になっていたという声も聞かれ、交通安全への意識の高まりを感じられる啓発活動でした。



▲中秀夫支部長



奈良地域

「交通安全市民運動セレモニー」生駒署
場所：生駒警察署

日時：4月6日(月) 午前10時～

「交通死亡ゼロを目指す日」生駒署

日時：4月10日(金) 午後2時～

場所：近鉄生駒駅北出口バスロータリー横断歩道付近

「近鉄学園前駅前啓発活動」奈良西署

日時：4月10日(金) 午後4時30分～

場所：近鉄学園前駅前

「交通死亡ゼロを目指す日」奈良署

日時：4月15日(水) 午後2時30分～

場所：JR奈良駅東口広場



自転車のルール順守を



奈良地域は、奈良や学園前、生駒での啓発活動に参加しました。生駒警察署が近鉄生駒駅前でやった街頭啓発では、「自転車の青切符制度が4月から導入されました。交通ルールを守り安全運転を徹底してください」などと呼び掛けました。

啓発活動は駅中央口から北口にかけて、百貨店などの商業施設を結ぶ連絡橋で行われ、奈良支部のメンバーのほか、地元の交通安全協会の関係者ら約30人が集まりました。冒頭、生駒署

交通課の水田尚宏係長が「交通安全の取り組みには地域の皆様のご協力が欠かせません。事故ゼロ、安全・安心な社会の実現を目指して呼び掛けましょう」とあいさつ。その後、参加者は乗降客や商業施設を訪れた人に啓発品を手渡しました。

商業施設から出てきた家族連れに、笑顔で声掛けした奈良支部のメンバーは「こうして街頭で活動することで運送業に携わる自身の交通安全に対する意識も高まりますね。良い機会

になりました」と話していました。



▲あいさつする水田尚宏係長



御所地域

啓発活動

交通安全教室

日時：令和8年4月6日(月) 午後4時～

場所：スーパー ライフ御所店前広場

日時：令和8年4月8日(水) 午前10時～

場所：秋津幼稚園



自転車マナーの遵守を



御所地域は、御所市交通対策協議会（会長・山田秀士御所市長）が行ったスーパーでの啓発活動に参加し、御所支部の森本好美支部長が山田市長に啓発品を手渡しました。

啓発活動では冒頭、山田市長が「自転車の青切符制度が始まりました。事故のない安全・安心な社会を実現するためご家庭でもお子様の自転車のマナーの順守といったご指導を徹底していただければ」などとあいさつ。高田署の岡澤敬子署長は「管内では死亡事故はないが高齢者や

横断歩道での事故が起きており厳しい状況」と年初からの交通事情を説明し、「事故防止には地域の協力が欠かせない」と力を込めました。

トラックの近くでは遊ばないで

また秋津幼稚園での交通安全出前教室には森本支部長と支部の上村祐司氏が参加。啓発品の折り紙を園児に寄贈し、署員らによる安全指導をサポートしました。2人は園児を前に「大きなトラックは危ないので十分注意してください。近くで絶対

に遊んではいけません」と呼び掛け、高田署と交通安全母の会が行った横断歩道の渡り方の指導の際には「左右をよく見てね」などとアドバイスしていました。



▲あいさつする岡澤敬子署長



▲園児の前に安全指導をする森本好美支部長（右）と上村祐司氏



交通安全への協力を アピール



吉野地域は「吉野路交通安全運動決起大会」に参加。吉野山へ向かう観光客らでにぎわう道の駅で、関係する各団体のみなさんと啓発しました。開会式では吉野地区交通対策協議会会長の辻本眞宏 大淀町長があいさつ。「桜で交通量が増えるこの季節。警察の取締りだけでは交通事故を防げない。行政や各種団体のみなさんで一致協力して悲惨な事故を減らしたい」と述べ、吉野警察署の岡田茂之署長は「昨年県内では25名の方が亡くなられ、吉野署管内では1名

が亡くなられている。人身事故、物損事故とも増加傾向にあり、危機感を抱いている。一丸となって事故防止に努めたい」と決意を語りました。桜が見ごろの時期とあって、観光バスやハイカーの車でにぎわう道の駅。参加者は啓発品やチラシの入った袋を「全国交通安全運動実施中です。交通安全へのご協力を」と呼びかけながら手渡ししていました。活動終了後、櫻本貴大支部長は「老人やこどもの交通安全講習会を通して安全活動に役立ててほしい」と反射材やタ

オル、ボールペン、箸を各150セット、吉野署に寄贈しました。



▲あいさつする吉野署 岡田署長



▲右から3人目が櫻本支部長



歩行者保護と 自転車交通ルールの周知



西和地域は「信貴山のどか村」駐車場で啓発。土曜日の朝、施設への来場者に向けて交通安全協会や西和警察署と連携して活動しました。活動に先立ち西和警察署の中山玲二 交通課長は「この春から自転車の青切符が導入された。あいかわらず歩行者の事故が多い。歩行者が車と当たったら重症になる可能性がある。横断歩道での歩行者保護と自転車交通ルールの周知、この2点を重点的に啓発したい」と決意を語り、信貴山のどか村

の奥田哲生代表取締役も「あちこちで事故が起こっている。西和署管内でひとつでも事故がなくなるようお願いしたい」と述べました。

入口手前にはパトカーの試乗体験もあり、小さな子供づれの家族に好評。子どもを運転席に載せて、記念写真を撮っていました。中西啓二支部長は「トラックの事故が最近よく報道されている。我々も注意したい。また自転車に気をつけて走ること、スマホを見るなどながら運転を

しないことが大切」と語りました。



▲あいさつする中山玲二交通課長



▲あいさつする中西支部長（右）



飲酒運転の根絶と 安全運転の励行



田原本地域は期間の終盤に、道の駅レスティ唐古・鍵遺跡前の交差点付近で啓発活動を実施しました。啓発の前、天理警察署の日坂登之 交通課長は「残り2日間の交通安全県民運動、事故のないよう協力してやっていきたい」とあいさつ。萩原良介支部長は「トラック協会としての最優先事項は飲酒運転の根絶。これをみなさんと協力して取組んでいき

たい。県内、田原本で事故がゼロになるよう頑張っていきましょう」と述べました。啓発活動は国道24号の南北方向、両サイドに分かれて、信号待ちのドライバーらに「交通安全運動です」「安全運転をお願いします」など声をかけながら、タオルや箸をセットした啓発グッズを渡していました。啓発活動終了後、日坂課長は「あと2日と言わず交通安全を

広めていただきたい」と話していました。



▲あいさつする日坂登之交通課長(右)と萩原良介支部長





交通ルールを守り 事故防止に努めましょう



「横断歩道ではお年寄りや子供など交通弱者に十分注意を」と高田地域は、大和高田市交通対策協議会（会長・堀内大造市長）が高田署と連携して市役所庁舎前の道路で行った街頭啓発に参加しました。開会式で堀内市長は「市内では昨年9月、事故が起きたが、交通ルールを守ってさえいれば防げた。今回の啓発を地域の皆様に交通ルール順守の重要性を再認識していただく機会とし、官民一体となり安全・安心な社会を実現しま

しょう」とあいさつ。高田警察署の岡澤敬子署長は、今年の県内での事故の現況を報告し「事故を減らすためには地域の皆様の協力が欠かせません」と強調しました。

高田支部では、割り箸やタオルなどの啓発品と共に、通学路に設置する交通安全看板も寄贈。西川直利支部長は「イラン情勢の混乱で私達の業界は厳しい環境に置かれていますが、社会基盤を支える役割を担っているという矜持を忘れず地域の交

通安全にさらに貢献していきたい」と話しました。



▲あいさつする岡澤敬子署長



▲堀内市長に啓発品と交通安全看板を寄贈する西川支部長(左)



安全運転を呼び掛け



「この道路は土日に交通量が増えます。スピードは控え目に」宇陀・吉野地域は桜井警察署と連携して、宇陀市の国道165号西峠交差点で恒例の啓発活動を実施し、桜が開花した吉野山などに向かうドライバーらに安全運転を呼びかけました。

支部会員は宇陀警察庁舎に参集し、小林茂支部長が「頻繁に車が往来する中での啓発活動となります。自身の安全確保を最優先に、声掛けをしてください」

と指示。その後、同庁舎の吉田晃見所長が「日頃から交通安全に取り組んでいます。今後も事故のない社会の実現を目指してまいりますのでご協力のほど、お願い申し上げます」とあいさつしました。

行楽客の家族連れに啓発品を手渡した支部のメンバーの一人は「支部のこの取り組みが少しでも事故防止につながれば」と話していました。



▲あいさつする吉田晃見所長



▲小林茂支部長

奈良県警察本部からのお知らせ



奈良県警察本部から



1 県内の交通事故発生状況

4月15日現在

大型連休に入り、
車両の通行量が増え、
渋滞が発生する可
能性があります。
特に高速道路での
交通事故に注意しま
しょう。



区 分	令和8年	前年同期	増減数	備 考
総件数	11,365 件	11,311 件	54 件	1日あたり約 107 件
人身事故件数	754 件	732 件	22 件	1日あたり約 7 件
	死者数	7 人	8 人	-1 人 約15日に 1 人
	負傷者数	898 人	882 人	16 人
物件事故件数	10,611 件	10,579 件	32 件	1日あたり約 100 件

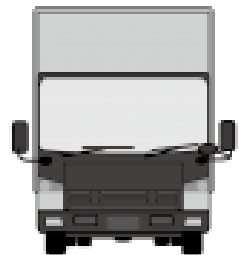
※令和8年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

4月15日現在

区 分	令和8年	前年同期	増減数	
総件数	605 件	640 件	-35 件	
人身事故件数	38 件	33 件	5 件	
	死者数	0 人	1 人	-1 人
	負傷者数	47 人	38 人	9 人
物件事故件数	567 件	607 件	-40 件	

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



3 高速道路での交通事故に注意

- 渋滞車両や停止車両との事故に注意
運転中は、前方に注意を払い、渋滞を発見すれば、早
めにハザードランプを点灯させて減速しましょう。
また、故障等による停止車両を発見すれば、付近に人
がいる可能性があるため、注意して走行しましょう。
道路情報板やラジオ等で渋滞状況や停止車両の有無に
ついてチェックするようにしましょう。



- 逆走車両に注意
逆走車両を発見すれば、安全な場所で110番通報を
お願いします。
また、道路情報板やラジオ等で逆走車の情報を知れば、
速度を落とし、十分な車間距離をとって、左側車線を走
行しましょう。



奈良労働局からのお知らせ

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和8年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、
6月1日（月）から7月10日（金）までとなりますので、
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。

※令和8年4月1日をもって雇用保険料率が改定されていますので、令和8年度概算保険料の算定にはご注意ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成
令和6年10月1日 改訂

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）

- (1) 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
- (2) 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
- (3) 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- (4) アルコール依存症検査の円滑化を図るため、スクリーニング検査の実施要領や、依存症の疑いとなった運転者は運行管理者に報告を求めることなどを規程に盛り込む。また、検査費用や、治療費などの負担方法、乗務可否判断についても、運転者などの意見も参考とするなど、プライバシーにも配慮した規程とする。

2. 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）

- (1) 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
 - ・勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する（年齢、体質、体調、飲酒量により個人差がある）。
 - ・勤務中（休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。）における飲酒を禁止する。
- (2) 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規定の制定・改正等）

3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）

- (1) 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
- (2) 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
- (3) 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処置を講じる。
（内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html

4. 厳正な点呼の実施（運行管理者等）

- (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ℓ又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/ℓ以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。
- (2) 対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携帯させ、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等

通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

- (3) 点呼内容を充実・強化する。
 - ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
 - ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
 - ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。
- (4) 点呼の執行体制を強化する。
 - ・運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。
- (5) 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

5. アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）

- (1) アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。
- (2) アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。
- (3) アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。
 - ① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - A) アルコール検知器の電源が確実に入ること。
 - I) アルコール検知器に損傷がないこと。
 - ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携帯させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
 - A) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。
 - I) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。
- (4) アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

6. 情報提供および理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。

軽油価格調査集計表(2026年2月)

令和8年3月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2026年2月

単純集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	120.55	104.61	113.74

2026年2月

元売別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	119.35	106.07	116.08
出光昭和シェル	131.87	105.85	114.75
キグナス			
コスモ	118.87	103.08	108.75
その他	118.84	103.71	113.56

2026年2月

月間購入量別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	123.54	104.88	114.28
30～50キロリットル未満	114.60	104.11	109.95
50～100キロリットル未満	110.13	104.33	
100キロリットル以上	114.55	103.48	

2026年2月

支払期限別集計表

地区：近畿/県(沖縄除)：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	106.10	103.78	111.70
30～60日未満	120.43	104.02	114.03
60日以上	138.10	112.17	

軽油価格推移表

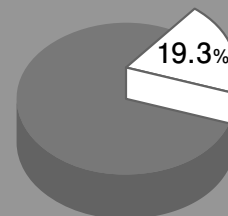
地区：近畿/県(沖縄除)：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年10月	128.53	113.29	120.76
2025年11月	123.38	108.56	119.39
2025年12月	116.98	107.27	114.33
2026年1月	116.68	102.22	111.15
2026年2月	120.55	104.61	113.74

※消費税抜きの価格となります。

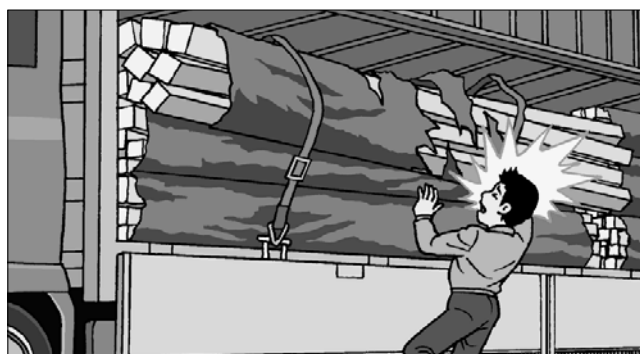
重大な労働災害を防ぐためには

2 トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害



「トラック・荷台等での荷崩れ」による死亡災害事例を分析すると、「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛^{こばく}が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

事例 1 固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下（死亡災害）



被災者は、トラック（ウイング車）の積荷である角材180本の束の積み付け状況を点検していました。角材はラッシングベルトで固定されていたものの、点検のためベルトを緩めたところ、角材の束が崩壊し、被災者は角材の下敷きになりました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

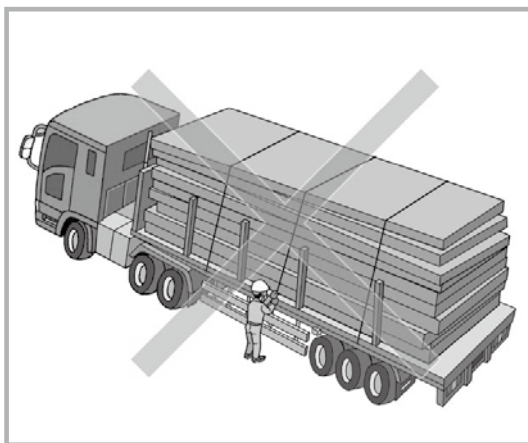
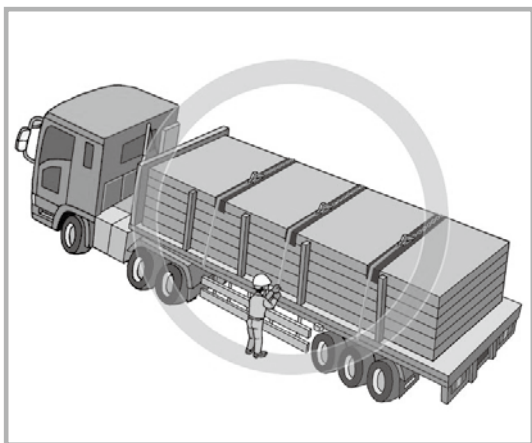
事例 2 ドラム缶とともに転落。ドラム缶が被災者に直撃（死亡災害）



被災者は、積載されているドラム缶を、トレーラーコンテナの奥からフォークリフトのあるトラック荷台側面に移動させる作業をしていましたが、コンテナから地面へドラム缶とともに転落し、ドラム缶が被災者に直撃しました。なお、コンテナ内部の底面には雪が残っており、非常に滑りやすい状態でした。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対 策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



ひとこと アドバイス

荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょ。また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 積荷の状態に応じて作業指揮者を定めましょう
- ▶ 荷の固定・固縛方法に係る研修を実施しましょう
- ▶ 積付け・積みおろし時に渡し板等が必要な場合には、板の脱落防止や荷の滑り止め措置を実施しましょう
- ▶ トラックの走行途中で積荷の固定・固縛方法を点検しましょう
- ▶ 荷崩れに繋がりがりやすい荒い運転(急制動、急発進、急旋回など)をしないようにしましょう
- ▶ 荷台のあおりやウイング等を動かす際には、事前に荷が立てかけられていないかを確認しましょう



参考資料

「安全輸送のための積付け・固縛方法」では、荷崩れを防ぐための積付け・固縛時の注意点などについて紹介していますので、参考にしてください。

資料提供：公益社団法人全日本トラック協会

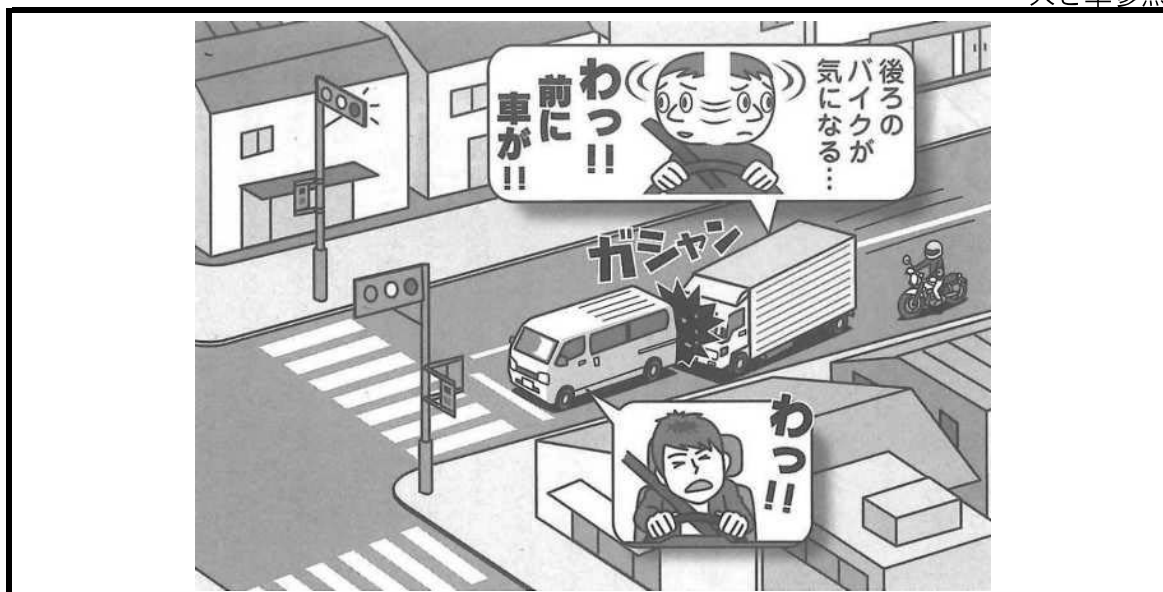


事業用自動車事故事例 No.129

(一般貨物) 普通貨物車とワンボックスの赤信号での追突事故

■事故の概況

人と車参照



事故類型：追突

当事者A：普通貨物車 40歳代 男性

当事者B：ワンボックス 20歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、運送業務に従事している職業運転者で、いつものように制限速度内で走行する同僚のB車に追走しながら片側1車線の道路を走行していました。しばらくしてAは、バックミラーに映る二輪車の存在に気付き、見え隠れしながら追走してくる二輪車を危険ではないかとしきりに気にしていました。二輪車がバックミラーから見えなくなってふと視線を前に戻すとB車が信号で停止していて直前まで迫っていました。Aは、あわてて急ブレーキをかけ、ハンドルを左に切って回避しようとしたのですが間に合わずに追突してしまいました。追突されたB車は、赤信号で停止して数秒後には後ろでブレーキ音が生じ、その後激しい衝撃を受けました。

■ 事故から学ぶ

この事例のように流れに乗って一定速度で走行する場合には、運転中の刺激が少ないので、つい眠気を催したり、注意散漫になったりした経験は誰にもあるのではないのでしょうか。

流れに乗って定速で走行する安心感から生じる余裕から、少くも脇見等をして大丈夫だろうと思いがちです。しかし、「少くも」はちっとも「少くも」ではなかつたりします。

Aも後続する二輪車に必要な以上に注意を向けてしまい、「前方を見る」ことがおろそかになっていました。

KIT事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2+のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

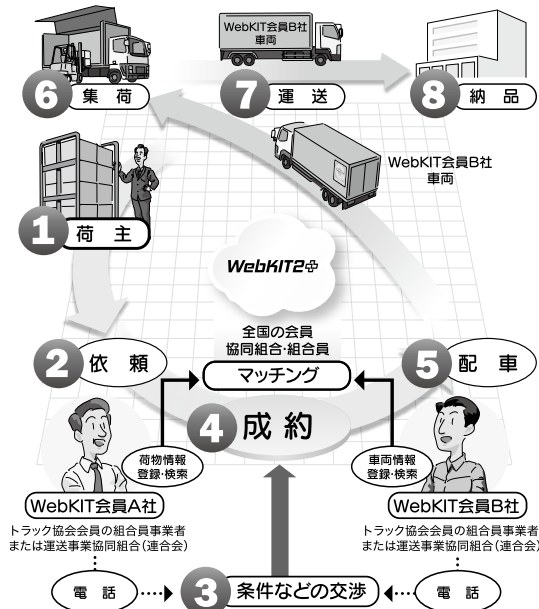
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	-2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売 (令和7年12月現在)
エネクスフリート(株) (株)ENEOSウイング	日本液炭(株) 79円/L 三井物産プラスチック(株) 75.5円/L
※消費税別 ※支払サイト50日	

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

適正化事業・巡回指導報告書(令和8年3月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和8年3月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
14件	10件	4月	22件	8月	12件	12月	14件	
		5月	19件	9月	14件	1月	12件	
		6月	21件	10月	16件	2月	11件	
		7月	17件	11月	12件	3月	10件	
180件								

令和8年3月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	10	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	10	0	0.0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	10	1	10.0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	10	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	10	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	9	0	0.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	10	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	10	0	0.0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	3	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	10	0	0.0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	10	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	7	1	14.3%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	10	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	10	1	10.0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	2	20.0%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	10	0	0.0%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	10	2	20.0%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	10	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	10	2	20.0%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	10	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	9	0	0.0%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	1	33.3%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	10	0	0.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	7	3	42.9%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	7	3	42.9%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	10	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	10	0	0.0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	10	1	10.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	10	0	0.0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	10	3	30.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	2	1	50.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	10	1	10.0%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	10	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	10	2	20.0%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	10	0	0.0%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	10	0	0.0%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	10	1	10.0%
指導件数合計		337	25	9.0%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	3件	1件	4件	件	件	件	8件
新規参入	件	2件	件	件	件	件	2件
新規(他)	件	件	件	件	件	件	件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	3件	3件	4件	件	件	件	10件

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年度実施状況				
年間目標件数	実施件数	目標件数に対する実施率		
160件	180件	112.5%		
項目別指導結果				
調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	180	0	0.0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	180	2	1.1%
	3. 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	180	4	2.2%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	180	0	0.0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	180	0	0.0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	147	3	2.0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	180	0	0.0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	180	2	1.1%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	52	0	0.0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	7	0	0.0%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	180	2	1.1%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	180	0	0.0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	137	36	26.3%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	180	0	0.0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	180	2	1.1%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	179	17	9.5%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	180	4	2.2%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	180	30	16.7%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	180	0	0.0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	180	20	11.1%
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	180	0	0.0%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	165	8	4.8%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	34	10	29.4%
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	180	18	10.0%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	120	54	45.0%
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	121	38	31.4%
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	180	0	0.0%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	180	2	1.1%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	178	40	22.5%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	180	2	1.1%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	180	24	13.3%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	67	4	6.0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	174	10	5.7%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	180	0	0.0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	180	53	29.4%
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	170	9	5.3%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	169	9	5.3%
VII. 運輸安全マネジメント	1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	180	28	15.6%
指導件数合計		6040	431	7.9%

(注) ○…重点指導項目 ☆…壺柙は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	60件	60件	43件	3件	1件	0件	167件
新規参入	1件	3件	3件	1件	0件	0件	8件
新規(他)	2件	2件	1件	0件	0件	0件	5件
特別(労)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
特別(他)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
総合	63件	65件	47件	4件	1件	0件	180件

トラックの構造上の特性

2 車種区分

1 道路運送車両法と道路交通法の違いによる自動車の区分

◆道路運送車両法と道路交通法で異なる車両の区分

道路運送車両法は国土交通省が所管する法律で、道路交通法は警察庁が所管する法律です。そのため、2つの法律における自動車の区分が異なります。

道路運送車両法における「自動車」は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車の5つに区分されています。

一方、道路交通法では、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車の8つに区分され、道路運送車両法より多くなっています（表2）。

◆道路運送車両法には、大型や中型、準中型の区分はない

表2を見てわかるように、道路運送車両法には、大型や中型、準中型の区分はなく、ほとんどは「普通自動車」に分類されます。

したがって、道路運送車両法関係の法令で「普通自動車」の表記が出てきた場合、事業用トラックの大半は、ここに含まれていることを理解しておきましょう。

表2 道路運送車両法と道路交通法の自動車の区分

【道路運送車両法】	【道路交通法】
自動車の区分	自動車の区分
普通自動車	大型自動車
小型自動車	中型自動車
軽自動車	準中型自動車
大型特殊自動車	普通自動車
小型特殊自動車	大型特殊自動車
	大型自動二輪車
	普通自動二輪車
	小型特殊自動車

トラック協会・陸災防奈良県支部

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
9	土	9:00～	フォークリフト運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
16	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技2日間】	奈良県トラック会館
17	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
23	土	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
24	日	8:30～	フォークリフト運転技能講習会【実技4日間】	奈良県トラック会館
27	水	13:00～	奈ト協 第53回定時総会/陸災防奈良県支部 第64回通常総会	ホテル日航奈良

6月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
6	土	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
7	日	9:00～	玉掛け技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
12	金	13:30～	整備管理者選任前研修	奈良県トラック会館
13	土	8:30～	玉掛け技能講習会【実技】	奈良県トラック会館
21	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
28	日	10:00～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

大樹生命保険（株）支社長来訪

令和8年3月17日（火）、大樹生命保険株式会社 小関和之奈良支社長が来訪されました。



▲小関支社長（右）

事故対からのお知らせ

令和8年度(2026年度) 運行管理者等一般講習のご案内

NASVA

独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和8年度運行管理者等一般講習について下記のとおりご案内します。貴社の選任運行管理者の受講歴を確認し、本年度の受講が義務づけられている方に、必ず受講させてください。なお、平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 一般講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または「修了証明書」にて確認してください。

感染症および自然災害の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただく場合がございます（この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。）。

1. 開催日・会場等

■ 一般講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場
令和 8年 9月 16日(水)	貨物	奈良県人権センター (奈良市大安寺一丁目 23 番 1 号)
令和 8年 9月 17日(木)	貨物	
令和 9年 1月 26日(火)	貨物	
令和 9年 1月 27日(水)	貨物	

● 受付時間は、9:10~9:50です。講習時間は、9:50~16:00頃です。

2. 申込開始日

令和 8年 5月 1日(金)

なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いいたします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ（「ナスバ」で検索）

<https://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックしてください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。


4. 受講料

1名様: 一般講習 3,200円

5. その他

本講習に関するご連絡は当支所までお願いします。 電話 0742-32-5671

令和8年度(2026年度) 運行管理者等基礎講習のご案内

 独立行政法人自動車事故対策機構奈良支所

当支所が開催する令和8年度運行管理者等基礎講習について下記のとおりご案内します。

平成24年4月16日以降「新たに選任した運行管理者」であって、基礎講習受講履歴がない方に対しては、一般講習ではなく、基礎講習を受講させてください。また、運行管理者試験の受験資格を得たい方、補助者の選任要件を得たい方は基礎講習を受講してください。

※ 基礎講習受講履歴の有無については、「運行管理者等指導講習手帳」または基礎講習修了証明書で確認してください。

※ 旅客の基礎講習を修了されても、貨物の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。同様に貨物の基礎講習を修了されても、旅客の運行管理者試験の受験資格を得ることはできません。

感染症および自然災害の状況等によっては、講習会を中止・延期とさせていただく場合がございます（この場合は、お申し込みいただいた方の連絡先に、事前にご連絡いたしますのであらかじめご了承ください。）。

1. 開催日・会場等

■ 基礎講習

開催年月日	対象(種別)	開催会場
令和8年 6月10日～12日	貨物	奈良県人権センター (奈良市大安寺一丁目 23 番 1 号)
令和8年11月11日～13日	貨物	

● 講習初日の受付時間は、9:10～9:50です。

● 講習時間は、1日目 10:00～16:30頃、2日目 9:30～16:30頃、3日目 9:30～16:00頃です。

2. 申込開始日

3. 令和 8年 5月 1日(金)

なお、定員に限りがございますので早めのお申し込みをお願いいたします。

3. 申込の方法

自動車事故対策機構(NASVA)のホームページ（「ナスバ」で検索）

<https://www.nasva.go.jp> を開き、「講習のご予約」をクリックしてください。

※ 予約にはメールアドレスが必要です。

※ メールアドレスがない等でホームページから予約ができない場合にはご相談ください。

4. 受講料

1名様: 基礎講習 8,900円

4. その他

本講習に関するご連絡は当支所あてお願いします。 電話 0742-32-5671

近畿交通共済からのお知らせ

令和8年度

交通事故
防止作品
コンクール

体験記 の応募者に500円分のQUOカード

児童画 の応募者に500円分の図書カード
をプレゼント

※標語に応募された方への進呈はございません。

トラック交通共済協同組合では、組合員の皆様から交通事故の防止を訴える【標語・体験記・児童画】を募集いたします。入選作品には、賞状と副賞をお贈りいたします。また、体験記に応募された方にQUOカード(500円分)、児童画に応募された方に図書カード(500円分)を進呈いたします。

児童画最優秀賞は
トラックにラッピング

標語

テーマ

トラックドライバーに対して安全運転、事故防止を呼びかけるもの。
※歩行者、自転車などに対して呼びかけるものは除きます。

応募資格

事業主及び従業員とその家族(親・配偶者・子供)

作品規定

応募は1人1作品とします。

選考方法

優秀賞と佳作を選考し、優秀賞12作品の中から1作品を最優秀賞とします。

賞

応募はメール・FAXに郵送いずれも可。
最優秀賞 1名 副賞 3万円
優秀賞 11名 副賞 2万円
佳作 15名 副賞 5千円

最優秀作品は、本年度作製の垂幕に使用させていただきます。

体験記

テーマ

- ① トラック運転中における事故、又はヒヤリ・ハットの体験から得たこと。
- ② トラックの運転者、管理者としての事故防止対策について。
- ③ 私と交通安全(交通安全・事故防止に関することであれば可)。
- ④-⑥ いずれかのテーマをお選びください。
※ご自身の体験に基づき、ご自身の言葉でお書きください。

応募資格

事業主及び従業員とその家族(親・配偶者・子供)

作品規定

- ・400字詰め原稿用紙5枚程度(Word等データの場合は2,000字程度)。
- ・応募は1人1作品とします。
- ・必ず会社名、氏名、題名をご記入ください。

選考方法

優秀賞と佳作を選考し、優秀賞6作品の中から1作品を最優秀賞とします。

賞

最優秀賞 1名 副賞 5万円
優秀賞 5名 副賞 3万円
佳作 若干名 副賞 1万円

児童画

テーマ

交通安全を訴えるものならテーマは自由。ただし、必ず絵の題名をつけてください。

応募資格

事業主及び従業員の子供(小学生限定)

作品規定

- ・四つ切り(横向き:縦38cm×横54cm)の画用紙。
- ・横向き・横書きとしてください。
- ・応募は1人1作品とします。

選考方法

低学年、高学年の2部門ごとに選考します。

賞

最優秀賞 各部門1名 副賞図書カード 2万円
優秀賞 各部門3名 副賞図書カード 1万円
佳作 若干名 副賞図書カード 5千円

入選作品は、令和9年のカレンダーに使用させていただきます。

各部門ごと、最優秀賞作品を受賞された組合員様のトラック1台にラッピング※希望される組合員様

【送 り 先】〒536-0014 大阪市城東区鶴野2-11-2/TEL:06-6965-2826/FAX:06-6965-2842/E-mail:safety@kinkyo.or.jp

【メ 切】標語及び体験記は6月30日、児童画は7月31日(当日消印のあるものは有効)

【記載事項】標語応募作品には、氏名・年齢・会社名・会社住所を明記してください。

体験記応募にはタイトル・氏名・年齢・会社名・会社住所・電話番号・家族の場合は続柄を明記してください。

児童画応募にはタイトル・氏名・年齢・学年・会社名・会社住所・電話番号・家族の場合は続柄を明記してください。

なお、児童画及び体験記応募者には近畿交通共済から応募記念品を進呈いたします。

●応募作品は、いずれも未発表の創作とし、入選作品、著作権は当会に帰属します。なお、応募作品は返却いたしません。

●入選作品は、当会及び会員の広報関係全般に使用させていただきます。

※応募者の個人情報は個人情報保護法に基づいて管理し、入選通知及び賞品発送のみに使用します。その他目的での使用、第三者への譲渡は一切ございません。※選考は9月下旬(予定)、入選された方には賞状と上記の副賞を当会からお贈りし、発表に代えさせていただきます(10月中旬予定)。応募された標語において同一作品があった場合は、抽選とさせていただきます。※体験記、児童画に応募された方へのQUOカード、図書カードは10月中旬(予定)にお贈りします。※応募内容等について、当会の都合により予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

主催 全国トラック交通共済協同組合連合会
協力 近畿交通共済協同組合



自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみならずと一体となって事故防止に努力しています

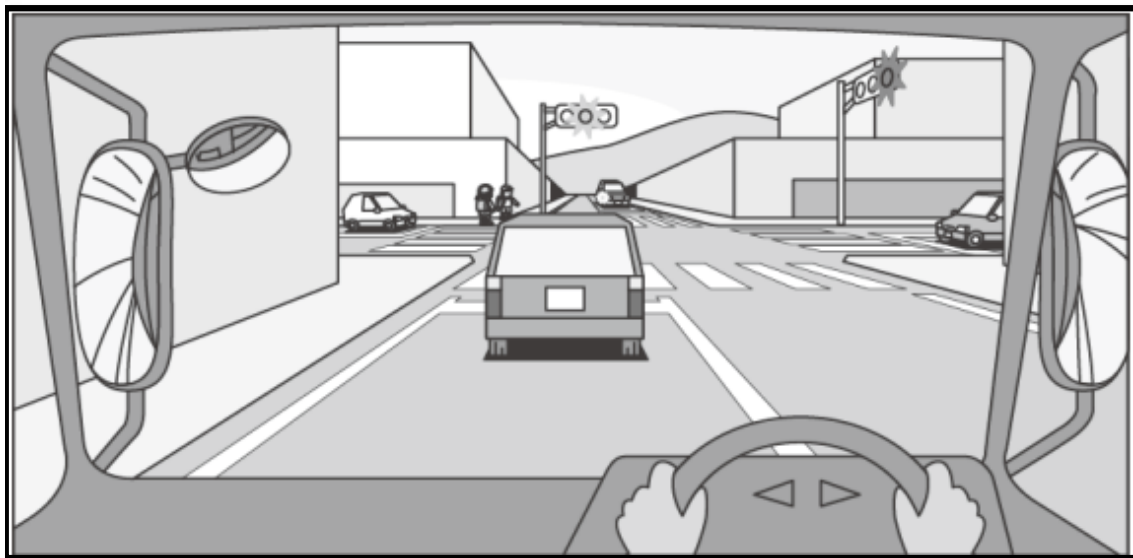
お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

近畿共済安全通信(2026.5)

▶あなたならどうする？



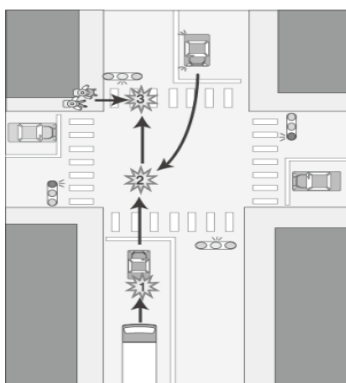
今回は、交差点で注意したい、交通事故に繋がる危険性とその対処法について一緒に考えていきましょう。



出典:全国トラック交通協会 危険予知トレーニング

あなたは、交差点に接近中、信号が黄色に変わりました。

交差点の向こうの歩道には子どもたちがいます。
また、対向車線を走行している車は右折の合図を出しています。
この場面にはどのような危険が潜んでいるでしょうか。



こんな危険が▼

- ①信号が変わっても直進し、前の車に追突
- ②交差点に進入、対向右折車と衝突
- ③交差点に進入、横断歩道横断中の子どもと接触

ここに注意▼



- 黄色信号では早めに減速
- 交差点手前で停止を意識
- 前車につられて進入しない

近畿交通共済協同組合

定時総会の日程

会員各位

公益社団法人奈良県トラック協会

第53回定時総会の日程について

1 日 時

令和8年5月27日（水） 午後1時

2 場 所

ホテル日航奈良

奈良市三条本町8-1 TEL 0742-35-8831

3 議 事

- 令和7年度事業報告及び決算承認に関する件
監査報告
- 役員を選任に関する件

全日本トラック協会長より表彰状が授与されました 「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞

(優秀事業所表彰)

積極的な熱意を結集し、交通・労働災害の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、トラック運送事業の社会的地位向上に寄与した功績による。



▲株式会社エスライン奈良 (写真中央 代表取締役社長 新徳 和博氏)

(優秀従業員表彰)

輸送運動において、優秀な技能と積極的な熱意をもって輸送運動に従事した功績による。

(優秀従業員表彰)



▲株式会社コダマサービス 大西 年夫氏



▲株式会社 讀宣運輸 黄塚 照央氏

トラック奈良 2026年5月 第385号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

飲酒運転の根絶

30ページ 飲酒運転防止対策マニュアル

